

悟入谷国有林30林班森林整備事業(造林)

閱 覧 図 書

- 1 森林整備事業請負契約書(案)
- 2 入札者注意書
- 3 契約情報の公表様式

三重森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

- 1 事業名 悟入谷国有林 30 林班森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 三重県いなべ市 悟入谷国有林（別紙図面のとおりに）
- 3 事業量

地 拵 5.20ha

植 付 5.20ha

防護柵設置 2.18km
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和 8 年 11 月 30 日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙 1 の可分事業内訳書のとおりにとする。
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額 金 円也)
- 〔注〕「取引に係わる消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、請負金額に 10／110 を乗じて得た額である。
()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
○	支給材料及び貸与品	第 15 条
×	前金払 分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払	第 35 条第 4 項
○	部分払 1 回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定日	備 考
獣害防止ネット	2段ネット（上段1m下段1mステンレス入）、高さ2m、長さ50m/巻、50mm目	15巻	悟入谷国有林	別途協議	支給
押えロープ	PE製、径6mm、長さ55m	16巻	悟入谷国有林	別途協議	支給
支柱	長さ2.4m	250本	悟入谷国有林	別途協議	支給
支柱キャップ	支柱に対応	250個	悟入谷国有林	別途協議	支給
アンカー	4方向返し付、長さ400mm	3,000本	悟入谷国有林	別途協議	支給
結束バンド	対候性	1,100本	悟入谷国有林	別途協議	支給

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) この契約に係る令和7年度の部分払いは行わない。
- (3) 約款第38条は、別紙1の可分作業ごとに適用するものとする。
- (4) 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担は別紙2のとおりとする。
- (5) 使用材料については別紙3により承認願を提出し、事前に承認を受けること。
- (6) 暴力団排除に関する特約条項は別紙4のとおりとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年1月14日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 三重県亀山市本町1丁目7-13

氏名 分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫

印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙1)

可 分 事 業 内 訳 書

作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	数量	摘要
地 拵	契約締結日の翌日(※)～ 令和8年6月30日 又は 令和8年9月1日～ 令和8年11月30日	悟入谷 30い	1	5.20 ha	地拵の方法(全刈筋置又は全刈 存置の別)については、「地拵詳 細図」のとおり。
	計			5.20 ha	
植 付	契約締結日の翌日(※)～ 令和8年6月30日 又は 令和8年9月1日～ 令和8年11月30日	悟入谷 30い	1	5.20 ha	植付樹種及び植栽本数は「苗木 購入仕様書」のとおり。
	計			5.20 ha	
防護柵 設置	契約締結日の翌日(※) ～ 令和8年11月30日	悟入谷 30い	1	2.18 km	
	計			2.18 km	

※作業現地までの林道が通行可能となるのは、融雪後の林道点検完了後となることに留意すること。

(別紙 2)

第 1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	円

第 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおり。

令和 7 年度	0 円
令和 8 年度	円

(別紙 3)

令和 年 月 日

分任支出負擔行為担当官

三重森林管理署長 伊藤 公夫 殿

請負者 住所

氏名

使 用 材 料 承 認 願

令和 年 月 日請負契約を締結した悟入谷国有林30林班森林整備事業（造林）について、下記材料を使用いたしますので承認願います。

記

[illegible]

(別紙4)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面(以下、「設計図書」という。)に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料(苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料)の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努める こと。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日(曜日)			時 分	天 候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏 名		生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職 種	
	連絡先						経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								

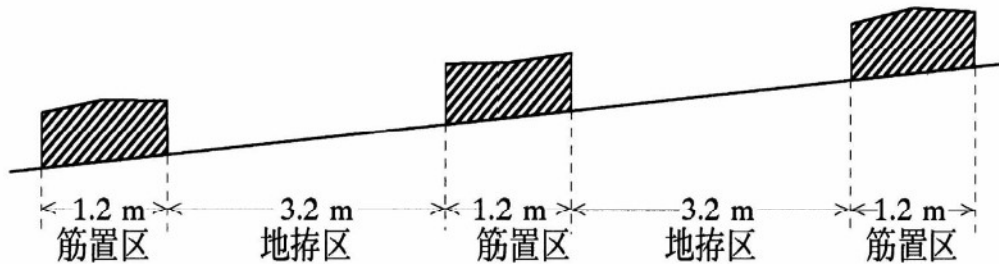
注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

地拵仕様書(全刈)

(地床植生の刈払及び末木枝条の処理)

- 1 刈払物、末木枝条が多量にあって、植付に支障となる箇所は、原則として下図の要領により筋置きとする（「地拵詳細図」の全刈筋置箇所）。

図(側面図)



- 2 1以外の箇所については、刈払物や末木枝条等を植付に支障のない程度に整理すること（「地拵詳細図」の全刈存置箇所）。
- 3 地拵は等高線に沿って行う。

(立木の保残)

- 4 伐採時から保残している高木性広葉樹(胸高直径おおむね 10 cm程度以上のもの)は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

(巻枯らしの要領)

- 5 巻枯らしは、地上おおむね 1.0m の箇所に、幅約 20 cmの上端及び下端に鋸目を木質部に 1 cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ 1 cm以上はぎ取る。

植付仕様書

(地拵の確認)

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

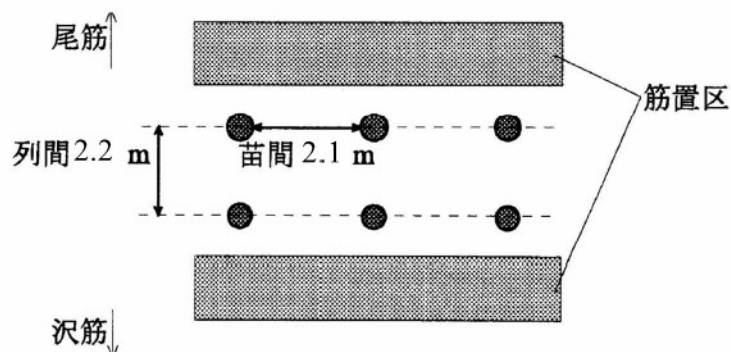
(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

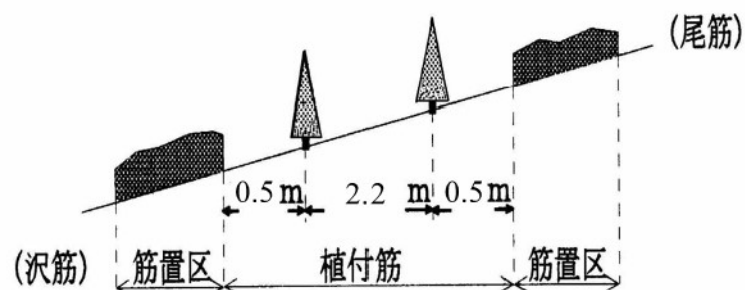
植付樹種	1 ha 当たりの植付本数 (本/ha)
スギ	2,100
ヒノキ	2,200

- 3 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 4 無地拵又は全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は2.1～2.2mとする。
- 5 全刈筋置地拵箇所の植付は、植付筋2列植、列間距離2.2m、苗間距離2.1mを原則とし、下図の要領により植付ける。

図(平面図)



図(側面図)



(苗木の管理)

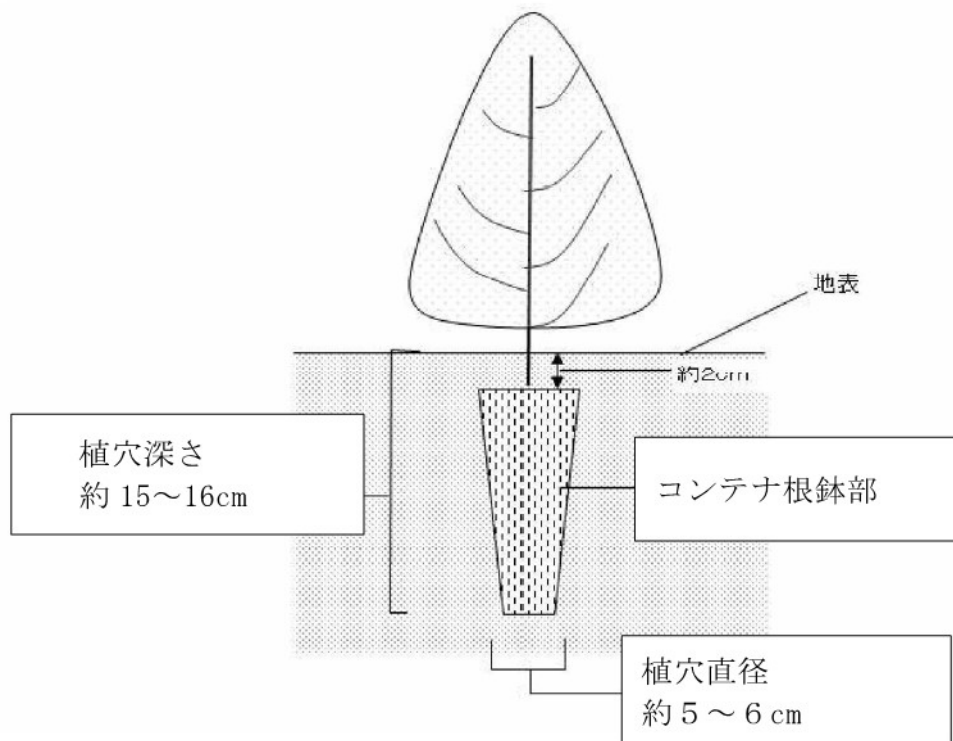
- 6 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

(植付要領)

- 7 植付本数及び列幹、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したものを）を用いて植付地点を決定する。
- 8 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 9 植栽器具（発注者による貸与も可）を植付地点に差し込み、直径5～6 cm、深さ約15～16 cmの植穴をつくる。
- 10 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。）
- 11 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。（根鉢を潰さないように留意すること。）
- 12 根鉢の上端より2 cm程度の高さが植付後の地表面とする。

(苗木の管理・取扱)

- 13 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 14 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗 齢	苗 長	数 量	根鉢部	備 考
スギ	2	35cm 以上	3,633 本	150cc	特定苗木※
ヒノキ	2	35cm 以上	7,634 本	150cc	
計	—	—	11,267 本	—	

※スギの品種は、特定苗木とする。ただし、在庫不足等により調達不可能な場合は、無花粉苗木、少花粉苗木又は低花粉苗木でも可とする。

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記 1、2 の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、堀取年月日、梱包年 月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。

- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう 10 本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。